



自転車の一定の交通違反に

いわゆる「青切符」が導入

自転車を利用する皆さん

令和8年4月1日から

対象年齢16歳以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、検挙後の手続が変わります。

なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

対象車両

自転車

対象となる行為 **113種類**

<input type="checkbox"/> 通行区分違反 (右側通行) 	<input type="checkbox"/> 通行区分違反 (歩道通行) 	<input type="checkbox"/> 遮断踏切立入り
<input type="checkbox"/> 並進 	<input type="checkbox"/> 通行禁止違反 (進入禁止) 	<input type="checkbox"/> 通行禁止違反 (一方通行)
<input type="checkbox"/> 信号無視 	<input type="checkbox"/> 携帯電話使用等 (保持) 	<input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止
<input type="checkbox"/> 公安委員会遵守事項違反 (傘さし運転) 	<input type="checkbox"/> 公安委員会遵守事項違反 (周りの音が聞こえない) 	<input type="checkbox"/> 交差点右左折方法違反

反則金額は**原付バイク**と同等
(最高額12,000円)

▶▶ 詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。
また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。



自転車は車両の仲間です



交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ



令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、交通反則通告制度(いわゆる青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為 ※原則は指導警告

検挙の対象

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を続けた場合

～交通違反として検挙された後の流れ～

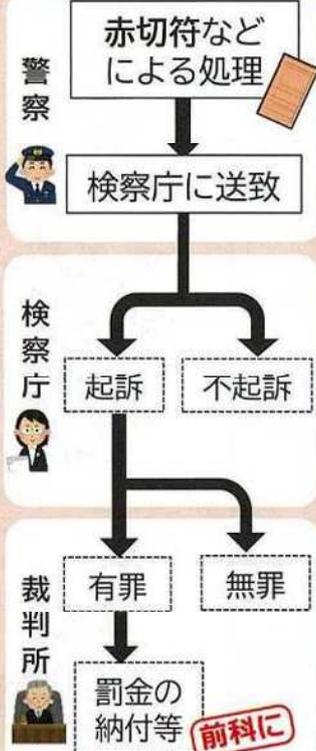
手続が変更!!



導入前

全ての違反行為

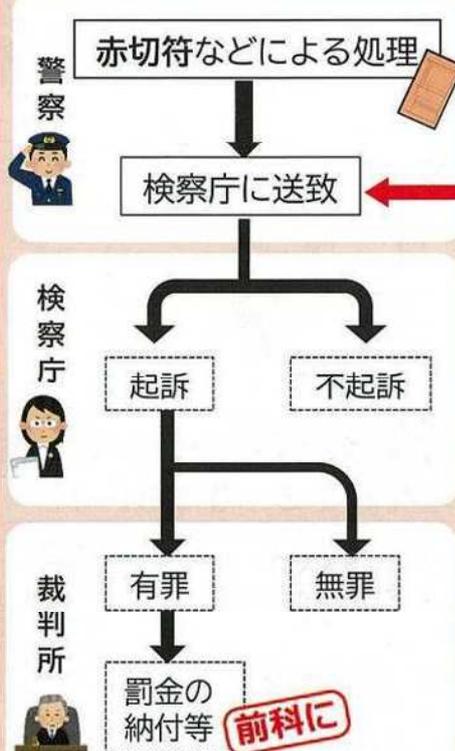
刑事手続



導入後(令和8年4月1日以降)

反則行為とならない違反行為
(酒気帯び運転等)

刑事手続



反則行為となる違反行為
(信号無視、一時不停止等)

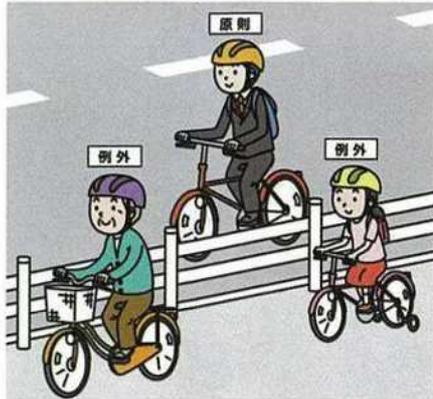
交通反則通告制度



- ※ 反則行為であっても、刑事手続となる場合があります
 - ・ 16歳未満である場合
 - ・ 交通事故を起こした場合 等
- ※ 反則金を納付しない場合には、刑事手続に移行します。

自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



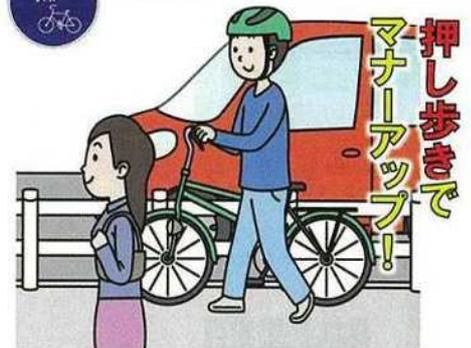
自転車は車両です。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



車道では左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければいけません。



※普通自転車の歩道通行可標識



上記の標識※などにより歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



どんなに急いでも守りましょう。信号が点滅したら渡り始めてはいけません。



一時停止の標識がない交差点でもしっかり安全を確認しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

周りに気付かれにくく危険です。

④ 飲酒運転は禁止

少しでも飲んだら運転禁止！

⑤ ヘルメットを着用



- ヘルメットは頭のサイズに合ったものを選びましょう！
- 先端はまゆ毛の上辺りに合わせて水平にかぶりましょう！
- あごひもは、指が1～2本入る程度に調整しましょう！

罰則強化



令和6年11月1日 道路交通法改正

携帯電話使用等→最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 →3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

福岡県警察

※ 福岡県警察が裏面の保険商品を推奨するものではありません。

自転車保険の加入は義務です!

福岡県では、自転車条例が改正され、令和2年10月1日より県内で自転車を利用される人すべてに「自転車賠償保険」への加入が義務となりました。



福岡県交通安全協会キャラクター しぐまる

自転車保険に加入しよう!

ご存知ですか、**自転車の事故**

加害者になってしまうと、高額な賠償金が生じることがあります。

高額賠償事例

賠償額

約**9,500万円**



男子小学生が女性と衝突。女性が意識不明となり、事故を起こした小学生の母親に9,521万円の賠償を命令 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

1



突然の自転車事故!

2



事故が原因で重度の後遺障害を被ったために、高額な賠償金が裁判で決定!

3



自転車事故に備えた賠償保険に入っていたので!

4



相手の賠償交渉も保険会社のスタッフに任せて安心、解決へ!

ふくおかの県民自転車保険制度

(自転車総合保険)

福岡県交通安全協会では福岡県民の皆さまにご利用いただける自転車保険をご用意しました。自転車に乗られる方で、自転車保険未加入の方は今すぐお申込みを!

入会簡単!

ネットで24時間受付。
ホームページより
簡単にご入会できます。

家族全員をサポート!

どのプランも、ご家族全員が
賠償責任補償保険金額1億円以上と
示談交渉サービスの対象となります。

年齢制限なし!

詳しくは下記のホームページをご確認ください

ふくおかの県民自転車保険

検索

モバイルは
こちら



お問い合わせ先

幹事取扱代理店

一般社団法人 自転車安全対策協議会
[取扱代理店:事業部] 〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号
[福岡支部] 〒812-0013 福岡市博多区博多駅前東3丁目1-4

マイクルゴ
0570-031965

WEB上のお問い合わせフォームからもご照会いただけます。
ご照会の内容にメールにてご回答いたします。

スマートフォンの方
はこちら



【受付時間】

◆平日:午前9時~午後5時

団体連絡先

一般財団法人福岡県交通安全協会
〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1丁目25-15
TEL (092)641-8880 FAX (092)641-8886

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 福岡支店営業第一課
〒812-8668 福岡県福岡市博多区博多駅前2-5-17 損保ジャパン福岡ビル8F

TEL 092-481-5838

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

一般財団法人 福岡県交通安全協会

外国人就労者のみなさんへ

在留カード



在留カードはいつも持ち歩いてください。



★ 携帯していなかったら…
20万円以下の罰金



絶対に他人に貸したり、借りたりしてはいけません！



★ 他人のカードを借りたり貸したり使ったりすると…
1年以下の懲役又は
20万円以下の罰金



警察官などから提示を求められたときは、見せてください。

★ 見せなかったら…
1年以下の懲役又は
20万円以下の罰金



住所を変更したときは、区役所へ届けを出し、新しい住所を裏面に記載してもらいましょう。



失踪すると・・・

技能実習先以外の場所で働く
資格外活動となり退去強制の対象となります。

★ 資格外活動をする…
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金



生活が苦しくなります。

住む家やお金が無くなり、結局は借金をして帰国困難となります。

隠れて働けたとしても、無賃金や低賃金で重労働させられます。



犯罪に巻き込まれる危険が高くなります。

「失踪者」という弱みを握られ、犯罪に加担させられてしまいます。



けがや病気をしても、保険を使うことが出来ません。

結果、高い治療費を払うこととなります。



事件・事故は110番
福岡県警察

Fukuoka Prefectural Police

若松警察署

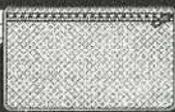
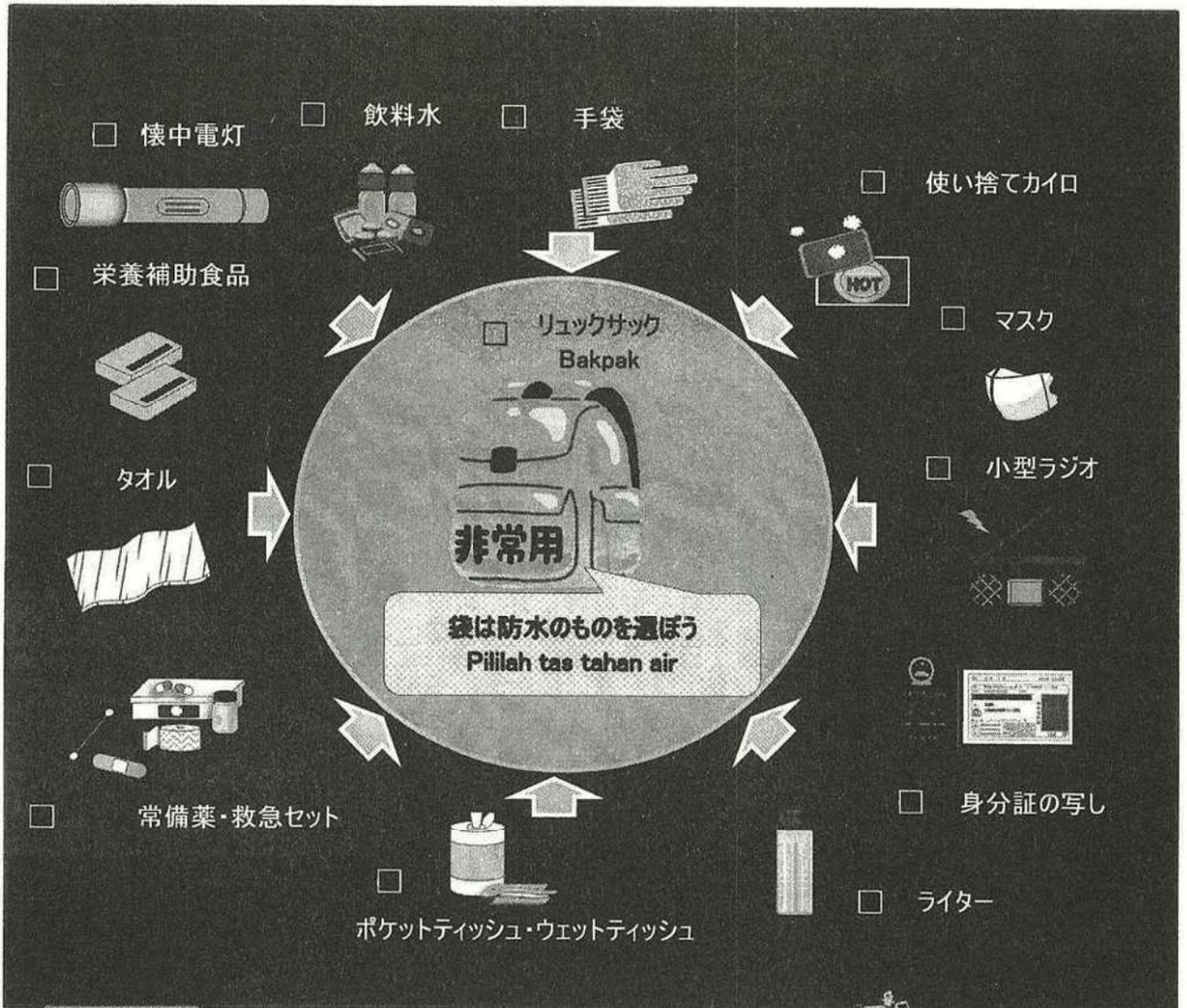
北九州市若松区くきのうみ中央1番1号

☎ 093-771-0110 (内線 462)





防災セットを作ってみよう!



まずは防災ポーチを作ることからはじめよう!



- ポケットティッシュ
- ばんそうこう
- モバイルバッテリー
- マスク
- メモ帳
- ペン
- 小銭
- ビニール袋

- 小型ライト
- 持病の薬
- 使い捨てカイロ
- 身分証のコピー
- 携帯トイレ
- 菓子類

100円ショップでほとんど手に入ります!



事件・事故は110番
福岡県警察
 Fukuoka Prefectural Police

若松警察署
 北九州市若松区くきのうみ中央1番1号

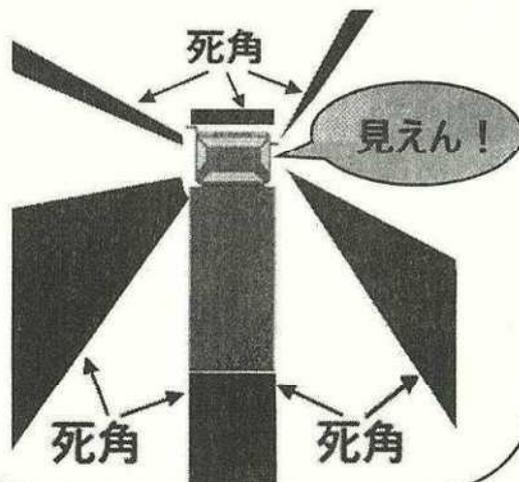


若松区において 交通死亡事故発生

- 発生日時 : 3月10日(火)午前7時45分頃
- 発生場所 : 北九州市若松区今光(国道199号)
- 事故形態 : 信号機のない交差点において横断中

の歩行者とタンクローリーが衝突

トラックの死角は
乗用車よりも **大きい!**



事故を起こさない
事故に遭わないために

トラック運転手の皆さん

右左折時は必ず徐行!
周囲の安全確認!

歩行者の皆さん

車の死角に入らない!
車が曲がるまで待つ!

✓ **できていますか? 交差点での「安全確認」**

~ 信号と一時停止を守り、他の車や歩行者の動きをしっかりと確認 ~

✓ **意識していますか? 「かもしれない運転」**

~ 「だろう運転」になっていませんか? 通り慣れた道でも危険予測 ~



若松警察署

